

新元号「令和」は商標登録できるか？

明治

大正



昭和

平成

* 写真は首相官邸ホームページより転載

新元号が発表されましたが、「令和まんじゅう」や「令和あんパン」も発売されましたね。商標の世界では、この「令和」の漢字2文字が商標登録できるかどうか気になります。

この機会に元号の漢字2文字の過去の商標登録について、当社の「Brand Mark Search」で調べてみました。

過去の登録例

- (1)「**明治**」: 牛乳やお菓子でお馴染みの会社による登録が多数ありました。最初の「明治」の商標登録は1936年6月16日になされたもので、なんと昭和の時代です。他には3社からの登録のみです。
- (2)「**大正**」: 皆さんご存知の薬品の会社により登録されているだけで、しかも、昭和25年以降の登録です。他の会社による登録はありませんでした。
- (3)「**昭和**」: 2社による登録があるのみですが、それらは平成になってからの登録です。
- (4)「**平成**」: 漢字のみからなる登録はありませんでした。

(参考) 商標登録を拒絶されたもの

「**明治**」の拒絶例は平成時代に2件。「**大正**」は拒絶の例はなく、「**昭和**」は平成時代に4件、「**平成**」は平成時代の1件のみでした。

これをみますと、「元号」の漢字2文字の登録の数は少なく、登録を拒絶された商標出願自体の数も少なかったのは意外でした。これは、「元号」の商標登録に関する特許庁の運用が影響しているでしょう。

特許庁の運用

特許庁では、以前から「商標が現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は商標登録できない」として扱っていました。この程元号が変わることで現元号のみならず、今後は旧元号となる「平成」も含めて他の元号にも適用を広げ、「商標が元号として認識されるにすぎない場合」は商標登録を拒絶することにしました（2019.1.30 審査基準を変更）。

「元号」は一般に会社の創立時期、商品の製造時期等を示すものとして広く使用されることで、「元号」だけではどの事業者の商品かが判りにくいですね。自己の商品と他人の商品とを見分けるという商標の役割を果たさないとの理由で商標登録を認めないというのが上記の特許庁の姿勢です。

「元号は商標登録できない」なら、 どうして牛乳の会社や薬品の会社等による 商標登録があるの？

明
治

商標登録第279034号
(昭和11.3.16登録)

大
正

商標登録第391966号
(昭和30.9.22登録)

特許庁の運用は「商標が元号として認識されるにすぎない場合」に商標登録を認めないとありますので、必ずしも登録が認められないという訳ではありません。一般に「元号」だけでは、自己の商品と他人の商品とを見分けることができないというものですので、長年の使用によって元号の漢字2文字のみでも特定の事業者が使用している商品であると周知されるに至れば、商標登録は認められます。

また、「元号」と他の文字や図形を組み合わせた商標は、その組み合わせ全体の特徴をもって特定の事業者の商品として見分けることができますので、商標登録することは可能です。実際、「元号」と他の語や図形と組み合わせた商標の登録は多数あります。

しかし、元号と商品の普通名称の組合せだけではありふれたものですので、一般には登録することはできません。

過去、「昭和ハイボール」といった商標が「昭和の時代に親しまれていたハイボール」の意味合いがあるため特定の事業者の商品として見分けることができないとの理由で登録を拒絶された事例があります。

この点、「令和まんじゅう」という商標で出願しても、商標登録は拒絶されるでしょう。もちろん、商標登録できなくとも使用すること自体、問題ありません。

ところで、新元号にあやかっただけの商標の出願ですが、「平成」の文字と他の文字や図形を組み合わせた商標の出願は平成元年に117件で、それも平成元年1月だけで85件です。翌年の平成2年には4件しかなく、便乗出願も憚り命？